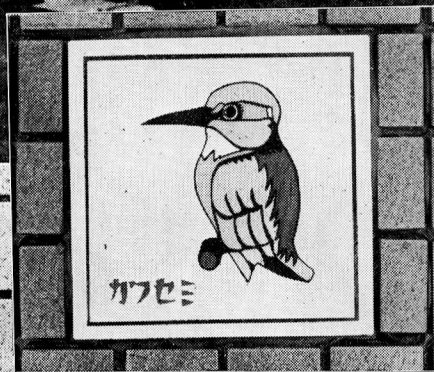
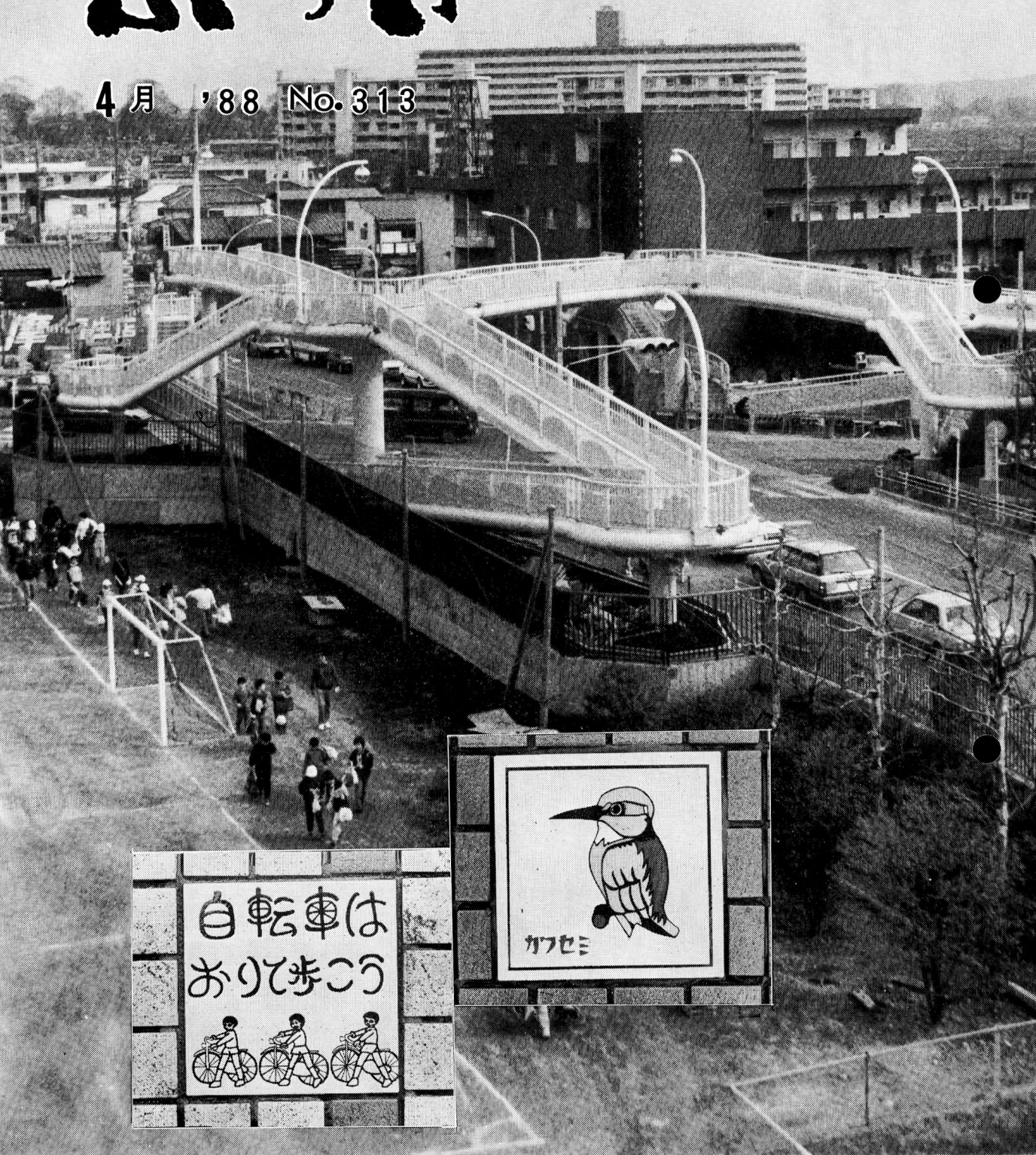


# ふつ 広報

4月 '88 No.313



# 昭和63年度 市長所信



▲所信を述べる田村市長

昭和63年度当初予算など重要案件を審議する第1回市議会定例会が、3月8日から24日までの会期で開かれました。8日の本会議で田村市長は、引退を位置づけた上で、基本計画等に基づく予算編成の経過や諸施策についての所信を述べ、残された任期を、福生市の発展を祈りつつ、最後まで全力を尽くす決意を明らかにしました。

## 特性を生かした

## 新たな地域づくりの展開を

昭和六十三年第一回市議会定例会の開催に当たり、私の所信を述べさせていただきます。

私が市長に就任して以来今日まで、議員並びに市民各位の温かい御理解と御協力を賜りながら既に八年、歳月の流れは矢のごとく、私の任期も、僅かとなって参りました。

従いまして、本定例会は、私のお願いする最後の議会となるものと思われませんが、本定例会には、新年度の施政を方向づける昭和六十三年度予算案をはじめ、条例設置、改正案等、数多くの重要案件を御提案申し上げます。

この内、昭和六十三年度予算案につきましては、私は再度立候補する意志がございませんので、次期市長に政策判断をお願いすることが望ましいと考えました。予算案の内容を検討致しましたところ、基本計画に基づくものあるいは補助金等の決定的なもの、または継続事業等が殆んどでございますので、誠に僭越には存じますが、現在の責任者として、通常予算を組むべきであるとの結論に達し、一年間の予算を組ませて頂きました。

今日の地方行政には、人口の高齢化、人々の価値観の変化、国際化、高度情報化の進展等の大きな流れに沿って変貌する地域社会の中で、二十一世紀

紀を展望しつつ、地域特性を生かし、歴史的、伝統的文化に根差した地域づくりの新たな展開が期待されています。このような状況の中で、本市も、昭和六十三年度施策の第一は、六十一年度から進めております修正基本計画に則り、計画化した事業の着実な具体化を図って行くことだと考えています。

第二に、後、二年余に迫った市政二十周年と、そこから十年で二十世紀という時に当たって、本市のあるべき姿と施策の大綱を示す第二期総合計画については、次期の市長によって策定されるべきと考え、方向の定まっている幾つかの新しい事業には、取り組ませて頂きました。

### 都市計画税引き下げ実施

第三に、国の税制改革による減税や、利子割交付金の創設等がございますが、地価の高騰にかかわって、都市計画税の税率の引き下げも、緊急の措置として実施させて頂きたいと存じます。

国、都等への依存財源が、全歳入の半分近くを占める本市の財政構造上、財源の確保は重要な課題でございます。困難な状況下ではございますが、特に議員各位におかれましても、今後とも

御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、行政改革大綱に基づいて可能な限り改革に取り組み、財源の有効な活用を図ってまいりたいと考えております。以上のことを踏まえて昭和六十三年度予算を編成いたしました。その概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計の総額は、百三十二億六千四百五十一万六千円で、前年度と比較しますと、三・八パーセント、約四億九千万円の増となります。また特別会計を合わせますと、百九十三億八千七百九十四万五千円で、前年度と比較しますと四・九パーセント、約九億一千万円の増となります。

歳入面では、六十二年の実績を基に、各項目で歳入を見積りましたが、利子割交付金が、本年から入っております。

歳出面につきましては、主に新規、レヘルアップ事業を中心に申し述べさせていただきます。

### 総合福祉センター用地を 公社で先行取得

交通安全推進委員会を設置  
福祉面ではリフトバス等に配慮  
地域防災倉庫も整備最終年となり、  
消防ポンプ車も買い換えが完了いたしました。

交通安全対策として、市民の皆様による活動の輪を広げるため、福生市交通安全推進委員会を設置するほか、指導

をより充実するため、指導委託料を増額いたしました。放置自転車についても、完成した西口自転車駐車場を中心に整理の徹底を図りたいと思います。環境衛生面では、ごみ処理体制の整備、減量対策を更に進めて参りたいと思います。

### 自由通路北側にも階段

彫刻像と花木植栽で都市美を

七夕まつり助成を引き上げ

保健、医療面では、健康診査の充実を図ってまいります。昭和二十五年設置以来長期にわたるその役割を閉じ、青梅総合病院へ委託する形で進めることができるようになります。今日までの数多くの関係者の皆様の御協力に心からお礼を申し上げます。

福祉面では、総合福祉センター用地の、土地開発公社による先行取得をさせていただきます。施設規模等については、いずれ御相談を申し上げます。ことになると思います。

児童福祉面では、障害児加算補助金の増、老人福祉では、緊急通報システムの充実、障害者福祉面では、リフトバスの買い換えや身障者の福祉タクシー利用に配慮いたしました。

号線（福生駅自由通路）の改良のため北側階段、広場、歩道等の設置を行います。また、西口駅前派出所建設補償代工事を行い、当面予定している西口駅前の整備が一段落することになります。用途地域の変更については、用途区域図の全戸配布を行い、六十四年からの施行の利便を図りたいと考えております。

道路については、下の川沿い道路関係事業の継続のほか、改修、改良や、私道整備等にも対応して参りたいと思います。公園、緑地については、中福生公園の完成や熊川緑地の整備を引き続き進めて参ります。

緑化については、都市美形成の一環として軌道敷への花木植栽や市民への草花の苗の配布等を通じ、緑化を進めて頂こうと思っております。下水道関係では雨水処理を中心に、下の川改修事業等を進めて参ります。



商工業では、中小企業振興のための貸付け融資の預託金の増額を図り、市内最大のイベントであります七夕まつりの助成を大幅に引き上げました。又前年に引き続き広域商業調査の分析、検討によって、活性化策を探っていくたいと思っております。また、観光として、桜まつりの充実や観光パンフレットの作成、配布等も実施いたします。

外国人による英語教育を  
修学旅行補助金を増額  
私立幼稚園保護者負担軽減補助金の増額、中学生に対する修学旅行等補助金の増額、中学生に対する外国人英語教育指導等の新たな実施、四小、三中の改良等教育環境整備を進めます。

社会教育、文化面では、図書館利用状況調査、平和祈念事業の実施と共に

次  
の  
時  
代  
の  
ま  
ち  
づ  
く  
り  
を  
託  
し

市民のご理解・ご協力に感謝  
福生市は、昭和五十二年制定された総合計画に則り「活力ある市民のまち」を目指すまちづくりが進められてきた訳ですが、昭和五十五年、市政十周年の節目の年に市長に選ばれてから八年、あと二年で市政二十周年を迎えるという現在の本市は、今後のあり方を見定め、新たな目標設定と計画化を図るべき時期に立ち至っております。

下水道事業の完成、道路、公園、教育文化、スポーツ施設等の都市生活基盤の整備、福生駅周辺の整備、野焼きの解決と秋川市との行政区域変更や懸案でありました総合福祉センター等の用地先行取得も始まりましたこの時期、私は新たな展望の中で、次の時代のまちづくりをしていただける方に引き継ぐのに今が適期と考え、引退を

諸施設の改良整備を行います。構想の推進として、広報、広聴面で、わたしの便利帳の発行、市制記念映画を六十四年度に完成させるべく準備を始めるほか、議会報の充実、税務相談の開始、市政世論調査等を実施し、選挙の記録の発行等も考えております。以上六十三年度予算について申し述べましたが、私は今期限りで退任の決意でございますので、そのことにふれさせていただきますと存じます。

決意したところでございます。今、私のような者が、このようなお話をさせていただきますことは、八年の間、市民各位の深い御理解と御協力は勿論、何よりも議員各位、並びに諸先輩議員各位の温かい御指導と御支援の賜物であり、衷心より厚くお礼と感謝を申し上げます。あと僅かの任期でございますが、福生市の隆々たる発展を祈って最後まで全力を尽くす所存でございますので、どうぞ最後まで御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の所信発表とさせていただきます。

誠にありがとうございます。

※これは、三月八日、昭和六十三年第一回市議定例会において行われた田村匡雄市長の所信を要約したものです。

誠にありがとうございます。

誠にありがとうございます。

誠にありがとうございます。



# 昭和六十二年年度予算

## 総額百九十三億八千七百九十四万五千元

昭和63年度予算が、市議会3月定例会で可決成立しましたので、その概要をお知らせします。昭和六十三年年度の一般会計は、百三十二億六千四百五十一万六千円。また、特別会計予算(受託水道事業会計を含む)は六十一億二千三百四十二万九千円、一般会計と特別会計を合わせると当初予算総額は、百九十三億八千七百九十四万五千元で前年比4・9パーセントの増となります。

本年度の予算編成に当たっては、国、都における財政事情を反映し福生市においても引き続き厳しさが予測される中で、市民福祉向上に向けた行政施策の展開を推進し、一層活力ある市政の実現を目指し、積極的かつ、効率的な予算編成をしました。

## 一般会計前年比三・八セントの伸び

一般会計の当初予算は、百三十二億六千四百五十一万六千円の前年比三・八セントの伸びとなりました

### 歳入

一般会計の歳入で一番ウエイトの高いものは、市税で六十億四千六百八十七万七千円(構成比四十五・六割)、前年に比べて七・二割、金額にして四億五千六百一十二千円の増です。次に、国庫支出金で十七億五千六十三万三千円(構成

比十三・二割)、前年に比べて一

・二割、金額にして二千六十二万五千円の増です。つづいて地方交付税の十二億五千七百円(構成比九・五割)、前年に比べて六・一割、金額にして八千百万円の減

です。以下、都支出金の十二億四千二百六十九万九千円(前年比四・二割増)、国有提供施設等所在市町村助成交付金の十一億四千八百万円(前年比二・三割増)など

### 歳出

一般会計の歳出で一番ウエイトの高いものは、土木費で三十三億

三千百三十一万一千円(構成比二十五・一割)、前年に比べて二・三・九割、金額にして六億四千二百七十五万六千円の増です。次に民生費で三十一億三千五百七十七円(構成比二十三・六割)、前年に比べて三・八割、金額にして一億一千三百六十二万七千円の増です。つづいて教育費の二十四億三千六百八十二万七千円(構成比十八・四割)、前年に比べて三・五割、金額にして八千九百二十二万円の減となっています。以上のほか、一般会計の支出割合は別表のとおりです。

ここでは、一般会計の主な歳出を性質別にご紹介します。

### 生活環境の向上に

#### ■道路

- ▽私道整備事業費……三十万
- ▽市道等補修工事費……一千五百万

- ▽市道改良事業費……四億一千八百二十二万七千

- ▽交通安全施設整備費……三千四百五十五万六千

- ▽防衛施設周辺道路整備事業費……一億一千三百四十三万三千

#### ■公園・緑化対策

- ▽南公園整備事業費……一千万
- ▽中福生公園(仮称)新設工事費……四億五千二百八十四万六千
- ▽熊川緑地(仮称)新設事業費……二億五千八百八十八万
- ▽多摩河原公園(仮称)新設事業費……七百三十万

- ▽緑化推進費……一千四百二十五万三千

#### ■防火・防災

- ▽消防事務都委託費負担金……四億六千八百四十一万七千
- ▽消防団活動費……四千五百五十二万二千
- ▽防火水槽新設事業費……一千七百八十四万九千
- ▽地域防災倉庫設置工事費……一千四百三十二万三千
- ▽災害対策事業費……二千六百四十九万

#### ■ゴミ・し尿処理等

- ▽塵介処理費……一億三千四百二十一万五千
- ▽不燃物処理費……七千四百六十四万七千
- ▽西多摩衛生組合負担金……一億七千四百八十九万九千
- ▽し尿処理費……一千七百三十万一千



■その他  
 ▼都市景観事業費  
 ……一千一万五千円

▼電子計算機運営費  
 ……二千八百五十万一千円

**市民福祉の充実に**

▼社会福祉協議会補助金  
 ……二千六百九十五万一千円

▼精神薄弱者施設援護措置事業費  
 ……一千八百十万一千円

▼老人施設援護措置事業費  
 ……一億六千七百一万九千円

▼保育所措置委託事業費  
 ……六億三千七百五十四万四千円

▼生活保護費  
 ……八億六千三十五万七千円

▼健康診査費  
 ……五千七百九十四万一千円

▼予防接種費  
 ……二千九十九万六千円

**教育・文化・スポーツに**

▼福生第二小学校給水管改良事業費  
 ……一千百五十三万

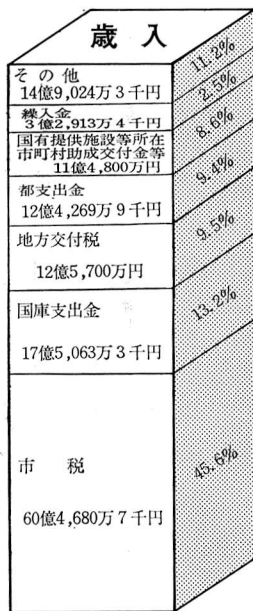
▼福生第三小学校外壁改良事業費  
 ……四千三百九十八万八千円

▼福生第三小学校理科室及び図工室改良事業費  
 ……二千五百二十二万七千円

▼福生第四小学校内装改良事業費  
 ……一億一千六十五万三千円

**一般会計**

当初予算額 132億6,451万6千円



▼福生第四小学校防音機能復旧事業費 ……二千六百七十一万円  
 ▼福生第四小学校防音機能復旧(除湿)事業費 ……七千七百六千円

▼福生第五小学校増築第5期事業費 ……三千百六十七万六千円

▼福生第六小学校温度保持事業費 ……二千七百三十二万六千円

▼福生第七小学校視聴覚反応分析器設置事業費 ……二千七百七十四万円

▼小学校機械室石綿撤去事業費 ……一千四百七十七万円

▼福生第一中学校語学演習装置設置事業費 ……三千六百四十九万四千円

▼福生第三中学校外壁改良事業費 ……四千七百七十七万円

▼中学校機械室石綿撤去事業費 ……四千七百七十七万二千円

▼第一給食センター外壁改良事業費 ……一千百七十万円

▼校庭照明設置工事費 ……一千九百九十九万円

▼市民体育館天井改良工事費(石綿対策) ……一千七十七万円

▼商工業振興費 ……三千三十三万二千円

▼中小企業振興資金貸付事業費 ……三千六百三十五万八千円

▼観光対策費 ……四百三十六万六千円

**商工業の発展に**

**特別会計**

特別会計の五会計(国民健康保険・老人保健医療・区画整理事業・下水道事業・受託水道事業会計)の予算は次の表のとおりです。

特別会計の総額は、六十一億二千三百四十二万九千円で、前年に比べて七・四割、金額にして四億二千三百五十四万二千円の増となりました。

これは、国民健康保険会計と老人保健医療会計の医療費が伸びたことや、下水道事業会計の下水道管の埋設の事業費が増えたためのものです。

区分	昭和63年度当初予算額	昭和62年度当初予算額	前年比
国民健康保険会計	19億8,158万7千円	17億5,191万5千円	13.1%増
老人保健医療会計	12億2,080万1千円	10億5,148万9千円	16.1%増
区画整理事業会計	19万円	29万1千円	34.7%減
下水道事業会計	22億3,405万1千円	20億3,758万2千円	9.6%増
受託水道事業会計	6億8,680万円	8億5,861万円	20.0%減
合計	61億2,342万9千円	56億9,988万7千円	7.4%増

**福生市長選挙**  
投票日 5月15日(日)  
午前7時～午後6時

5月15日(日)は、市長選挙の投票日です。今後の市政の歩みをきめる大切な選挙です。住みよいわたしたちの福生市を築くために、自分自身でよく考え立派な人を選びましょう。

**投票できる方**

今回投票できる方は、昭和43年5月16日以前に生まれて、昭和63年2月7日までに住民登録をされ引き続き福生市に住んでいる方です。

したがって、昭和63年2月8日以後、福生市に転入届けをした方や投票日当日までに市外へ転出された方は、投票できません。

**市内で転居された方**

選挙人名簿に登録されている方

で、今年の4月15日以後、福生市内で転居(転居届)された方は転居前の住所地の投票所で投票していただくことになっていきますのでご注意ください。

**入場整理券は忘れずに**

投票所の入場整理券は、今回の市長選挙に投票できる方に郵送でお届けいたします。

入場整理券は、投票日に必ず持参してください。

万一、入場整理券を紛失したり、破損してしまった場合は、投票所に直接行って係員に申し出てください。

**「こんなどき」は不在者投票を**

投票は、原則として投票日に投票所へ行って行わなければなりません。例外として次のようなやむを得ない方のために「不在者投票」の制度があります。

- ①投票日当日、自分が属している投票区の区域外で、職務や業務に従事の方。
- ②やむを得ない用事や事故のため市外に旅行や滞在中の方。
- ③病氣、ケガ、出産等で当日投票

できない方。

これらの理由で、不在者投票をする方は、選挙管理委員会に備えてある「宣誓書」に署名押印していただきます。

不在者投票をしようとする方は、印鑑と入場整理券が必要ですのでご持参ください。

**不在者投票の期間・場所**

不在者投票の期間は、5月8日(日)から14日(土)までの毎日、午前8時30分から午後5時まで

場所は、福生市商工会館2階(もくせい会館)で行います。

**指定病院等に入院(入所)中の方の投票**

不在者投票をすることができ、病院、老人ホーム等(都道府県選挙管理委員会が指定した病院または施設)に入院(入所)中の方は、病院長(施設長)に不在者投票の請求をしてください。病院(施設)内で投票することができます。

手続きは病院長(施設長)が本人に代わって行います。

なお、福生市内では、福生病院、大聖病院、目白第二病院、江藤病

院、特別養護老人ホームサンシャインビルが指定されています。

**○郵送による不在者投票**

身体に障害をお持ちの方で「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、在宅で投票できます。

5月11日(水)までに「投票用紙、封筒請求書」に「郵便投票証明書」を添えて請求してください。

投票用紙は、自分で記入し、必ず郵送してください。(直接持参しても受け付けられません)

**選挙公報は全世帯に**

候補者の政見、公約などをお知らせするために、選挙公報を5月14日(土)までに各ご家庭へ配布いたします。

**選挙人名簿の縦覧期間・場所**

選挙人名簿の縦覧については、次のとおり行います。

- ▽縦覧期間 5月8日(日)・9日(月)午前8時30分～午後5時
- ▽縦覧場所 福生市商工会館2階(もくせい会館)

くわしくは、福生市選挙管理委員会事務局(☎51-1511内線372)へ。

# 市内各投票所案内略図

<p><b>第1投票所</b> (福生市役所)</p>		<p><b>第6投票所</b> (わかたけ会館)</p>	
<p><b>第2投票所</b> (福生第一小学校)</p>		<p><b>第7投票所</b> (福生第二中学校)</p>	
<p><b>第3投票所</b> (福生第二小学校)</p>		<p><b>第8投票所</b> (福生第一中学校)</p>	
<p><b>第4投票所</b> (福生第三小学校)</p>		<p><b>第9投票所</b> (福生第三中学校)</p>	
<p><b>第5投票所</b> (市立すみれ保育園)</p>		<p><b>第10投票所</b> (福東会館)</p>	





建物を建築される方は

ご協力を

市では、幅員4メートルに満たない狭い市道をなくして、安全で快適なまちづくりを進めようと、このたび「狭あい道路拡幅整備事業」を実施することになりました。関係者の皆さんの特段のご理解とご協力をお願いします。

(事業の目的)

都市基盤整備を行政施策の重要な柱としている福生市では、その一環として道路整備を積極的に行

っているところですが、市内には幅員4メートル未満の狭い市道がまだ多く残っており、十分な整備がなされないままになっていきます。これらの狭い市道は、日常生活に不便なばかりでなく、火災時の消火活動や清掃作業にも支障をきたしています。

そこで市では、これらの問題をかかえた狭い市道をなくしていくと、4月1日に「福生市狭あい道路拡幅整備要綱」を制定しました。

これは、幅員4メートル未満の狭い市道に接する土地に、建物を新・増・改築される建築主の方々のご協力をいただき、建築基準法

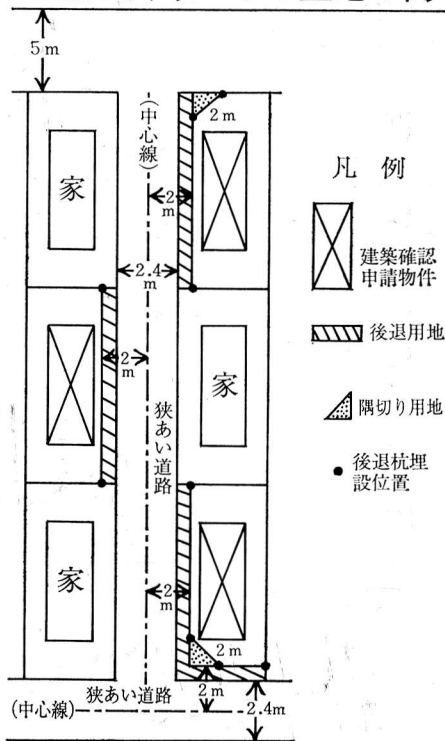
等により建築を制限される土地部分を、市道敷地として拡幅整備するものであり、これを順次進めることにより、やがては生活道路として最低限必要な4メートルの幅員を連続して確保することを目的としています。

(拡幅整備の対象)

対象となる土地は、後退用地と隅切り用地です。(図参照)

(1)後退用地とは、幅員4メートル未満の市道の境界線と建築基準法第42条第2項の規定により境界線とみなされた線等との間の土地をいいます。  
(2)隅切り用地とは、東京都建築安

整備の対象となる土地の例



全条例第2条に規定する角敷地の建築制限を受ける部分の土地をいいます。

(手続き)

(1)幅員4メートル未満の市道で、建築基準法第42条第2項の規定により都知事が指定した道路等(狭あい道路)に接する土地に、建物を建築される建築主の方は、建築基準法第6条による建築確認申請をする前に、「狭あい道路拡幅整備協議申出書」を市に提出してください。後退用地や隅切り用地の整備について協議をさせていただきます。

(2)協議が成立した場合は、後退していただく線上に、市で所定の杭を埋設します。(図参照)

(3)建築確認申請をされたときは、建築主の方は、土地所有者の方と相談のうえ速やかに次のいずれかの書類を市に提出してください。

(イ)後退用地等無償使用承諾書

後退用地や隅切り用地について、市の買い取りを希望しないで、市が市道敷地として無償で使用することを承諾する場合に提出していただきます。

(ロ)後退用地等買上申出書

後退用地や隅切り用地につい

て、市の買い取りを希望する場合に提出していただきます。この場合は「福生市市道用地取得要綱」の規定により買い取ります。  
 (4)後退用地や隅切り用地内に、移転や除却を必要とする物件が存在する場合には、これらの移転や除却に伴う費用の損失を「福生市市道用地取得要綱」の規定により補償します。

**(整備)**

以上の手続きの完了後に、市では後退用地や隅切り用地について、道路として使用できるように整備をします。

**(税の減免)**

後退用地や隅切り用地が分筆されている場合には、これにかかる固定資産税と都市計画税は減免の対象となります。

くわしくは、土木課管理係(☎51-1511内線332・333)へ。

**建築基準法第42条  
第2項の道路**

建築基準法ができた昭和25年以前からすでに道として使用され、

その道に沿って家が立ち並んでいた幅員4メートル未満の道で、都知事が指定したものをいいます。この道路の境界線は、原則として道路の中心線から両側にそれぞれ2メートル後退したところです。

**東京都建築安全条例  
第2条の角敷地**

幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が120度未満で交わる角敷地では、敷地の隅を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形の部分には、建物を建てたり、へいなどを築造することはできません。

**隅切り整備にご協力を**

今年度も市道改良工事を20路線ほど予定しておりますが、このうちの一部の路線については、現在隅切りが確保されておらず、交通安全上支障をきたしています。

そこで、これらの路線については、道路整備と併せて隅切り部分の整備も行いたいと計画していますので、関係地主さんにはよろしくご協力をお願いいたします。

**青年海外協力隊  
隊員募集**

資格 満20歳から原則として満35歳までの日本の青年男女  
 募集規模 約150職種、900人を40か国へ派遣  
 派遣期間 原則として2年間  
 応募方法 5月31日(消印有効)までに協力隊所定の願書を事務局に提出  
 問合せ 青年海外協力隊事務局  
 〒150渋谷区広尾4-2-24(☎03-4000-7261)へ。

**ご存知ですか?**

**「検察審査会」**

●**犯罪の被害にあって**  
 交通事故、詐欺、窃盗など犯罪の被害にあって、警察や検察庁に訴えたのに検察官が起訴しなかったのにも納得できない!そういう方のために検察審査会があります。

●**検察審査会とは**  
 11名の検察審査員で構成され、全国に207か所あります。検察官の仕事のやり方を審査する組織で、被害者の申立てを受けるとその事件を調査し起訴すべきかどうか

**東京都募集説明会日程**

日 時	会 場
4月27日(水) 午後6時30分~9時	中野サンプラザ 13F 鳳凰の間 (中野区中野4-1-1)
5月13日(金) 午後6時30分~9時	中野サンプラザ 13F 鳳凰の間 (中野区中野4-1-1)
5月19日(木) 午後6時30分~9時	日本青年館 中ホール (新宿区霞ヶ岡町15)
5月21日(土) 午後1時30分~4時	八王子駅ビル 8F 市民ホール (八王子市旭町1-1)
5月27日(金) 午後6時30分~9時	安田生命ホール (新宿区西新宿1-9-1)

う議決がなされた場合、検察官を指揮監督する検事正に対し捜査のやり直しを求めます。

●**検察審査員とは**

選挙人名簿を基に、無作為抽選により検察審査員が選ばれます。

●**審査の申立てを**

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人で、検察官がその事件を起訴しないこと(不起訴処分)に不服のある方は、誰でも審査の申立て(無料)をすることができます。

問合せ 八王子検察審査会事務局

(東京地方裁判所八王子支部内・☎0426-42-5195内線337)へ。



都市化が進むなか、年々減少しつつある緑を守るため、福生市は本年度も市の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、積極的に緑化の推進に努めてまいります。緑化計画の内容は、「緑を育てる」・「緑を守る」・「緑を守る心育てる」の3つの柱からなっております。

### 『緑を育てる』

緑化を具体的に進めていくために、市民の方にも積極的にご参加いただき、次のような事業を行い緑を増やす計画です。

- 出生記念樹の配布  
今年生まれたお子さんを対象に市の木(もくせい)、市の花(つつじ)を無料で配布します。
- 草花の種子の無料配布  
市内の小中学校及び市の催し物会場等で草花の種子を無料で配布します。

### ■花のあるまちかどづくり

初めての試みとして、青梅線の福生駅・牛浜駅間の軌道敷内に花木を植えて、道ゆく人や電車の中からも楽しんでいただくこうと計画しております。

また、市内に数か所、花のあるまちかどのモデル地域づくりや小学生(6年生を対象)への花の苗の配布も予定しております。

### ■緑の相談日の開催

市民を対象に月一回(毎月第二木曜日)開催し、果樹等の病害虫の駆除方法やそ菜作りの専門的指導や助言を行います。

### ■公共施設等への植樹

市内の公共施設等へ、新たに購入した樹木の植樹を行います。

### 『緑を守る』

無秩序な開発や病害虫からの緑の破壊や環境の悪化を防ぎ、現存する緑を守り、自然の回復を図っていきます。

### ■アメリカシロヒトリ防除

毎年発生が予想される5月から9月の間、防除車による薬剤散布を実施します。また、薬剤の無料配布を行い市民による自主防除も願います。

### ■家庭菜園

市内の農地を借り受け、市民を対象に菜園(1区画10㎡)として貸し出し、土に親しみながら、市街地の中の農地の意義を考えていただきます。

### ■樹林地等の保全

市内に残された数少ない山林・樹木・生垣で、管理良好な一定の基準を満たしているものに奨励金を交付し、保全を図っていきます。

### 『緑を守る心育てる』

市民がより一層、緑を育てようとする共通の心を培っていただくために計画をいたします。

### ■緑化ポスター

市内の小中学生(5年生)、中学生(1年生)を対象に緑化ポスターの募集を行い、一席の入選作品は広報に掲載します。

### ■緑化標語

市内に在住・在勤する方を対象に緑化標語を募集し、入選作品は広報に掲載します。一席の作品は、無料配布する草花の種子の袋に印刷し、広く市民にお知らせします。なお、昭和62年度の緑化標語は「育てよう この苗 この種子 我が町に」でした。



昭和62年10月1日から昭和63年3月31日までに生まれた赤ちゃんに、市の木「もくせい」または市の花「つつじ」を差しあげます。該当される方にはハガキで通知いたしますので、次の会場でお受け取りください。

ハガキが届かない方は、母子手帳など、出生を証明するものを持って最寄りの会場でお受け取りください。なお、都合でおいでにならない方は、4月30日(土)午前8時30分から正午までに、経済課農業緑化係へおいでください。

#### 配布日時・会場 4月27日(水)

時間	配布会場	該当地域
午前9時30分 ～午前11時30分	白梅会館 福東会館	武蔵野、鍋1.2、富士見台、福栄、熊牛 福東、武蔵野第2、玉川台
午後1時30分 ～午後3時30分	つくし保育園 わかたけ会館	南田園1.2.3丁目、福生団地 熊川住宅、南、内出

#### 4月28日(木)

時間	配布会場	該当地域
午前9時30分 ～午前11時30分	かえで会館 わかざり会館	加美平住宅、本8第1、本8第2、武蔵野台1丁目 加美1.2、永田、本6、長沢2
午後1時 ～午後4時	市役所	志茂1.2、長沢1、本1.2.3 中央、本7、牛1.2、原谷谷戸、北田園1.2丁目



## 福生駅西口公園が完成

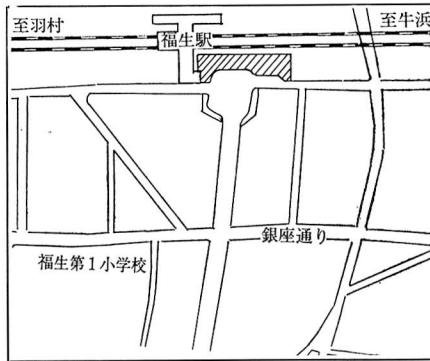
この度、旧福生駅舎跡地を利用して、市民の憩いの場・語らいの場として、また、駅への乗降客や買物客の歩道として利用いただけ



## あなたの土地を有効に活用してみませんか

現在、お持ちの土地をより有効に活用するためには、どのような方法があるかを、住宅・都市整備公団が主催して「土地活用制度について」の説明会を行います。どうぞお気軽にお出掛けください

るよう、都市景観なども考えたシンボルゾーンを配した市の中心にふさわしい公園が完成しました。公園内では、公衆トイレや樹木等を大切にして、誰でも気持ちよく利用ができるようお願いいたします。



いますようお願いいたします。

▽日時 4月23日(土)

午後1時30分～4時30分

▽場所 商工会館3階ホール

▽対象 土地所有者等

▽主催 住宅・都市整備公団東京支社(前日本住宅公団)

▽協賛 福生市

▽問合せ 都市開発課開発係(☎)

51-1511内線342へ。

## 公園が誕生しました 田園広場公園 永田児童遊園

市民の皆さんに、コミュニケーションの場や憩いの場として親しんでいただくよう、広場公園と児童遊園を開園しました(案内図参照)。広場公園はゲートボールやサッカー等ができる広さがあり、



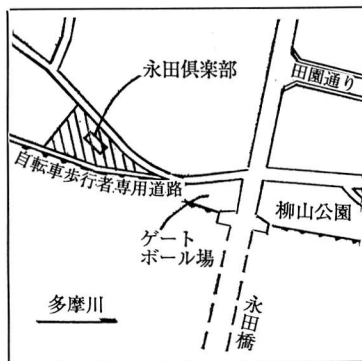
▲田園広場公園



児童遊園は小さな子どもたちの遊び場として造りました。遊具や樹木を大切に、「ゴミ」は出さない、散らかさないように心掛け、持ち帰るようお願いいたします。また「犬のふん」は利用者に迷惑をかけています。飼い主は必ず始末するようお願いいたします。いつでもきれいな公園で遊べるよう利用者自身でマナーを守ってください。



▲永田児童遊園



# 国民年金だより 口座振替日が変更になります

63年度分の保険料から振替日からの変更させていただきます。毎月の振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。

昭和63年度国民年金保険料口座振替日程表

納付月分	口座振替日	金額
前納分	63年4月18日(月)	定期納付分 (付加納付分) 90,170円 (94,850円)
4月分	63年5月26日(木)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
5月分	63年6月27日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
6月分	63年7月26日(火)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
7月分	63年8月26日(金)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
8月分	63年9月26日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
9月分	63年10月26日(水)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
10月分	63年11月26日(土)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
11月分	63年12月26日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
12月分	64年1月26日(木)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
1月分	64年2月27日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
2月分	64年3月27日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)
3月分	64年4月17日(月)	定期納付分 (付加納付分) 7,700円 (8,100円)

老齢福祉年金などを受けている方が他の年金を受けられるようになったときは、すみやかに届け出をしましょう

国民年金の老齢福祉年金や障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金及び20歳前の病气・ケガによる障害基礎年金などは、厚生年金・恩給などの他の年金を受け

られるとき支給が調整されます。他の年金を受けられるようになったときは、市の年金係に届け出てください。

この届け出をしないでそのままにしておきますと、二重に受けとった年金を後で返していただくこととなりますので、必ず届け出を行ってください。

国民年金に関するお問い合わせは市民課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。

## 政令で定める程度の障害の状態

- 1 両眼の視力の和が0.08以下の方
- 2 両耳の聴力損失が80デシベル以上の方
- 3 平衡機能に著しい障害を有する方
- 4 咀嚼の機能を欠く方
- 5 音声または言語機能に著しい障害を有する方
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠く方
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有する方
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有する方
- 9 一上肢のすべての指を欠く方
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有する方
- 11 両下肢のすべての指を欠く方
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有する方
- 13 一下肢を足関節以上で欠く方
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する方
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度の方
- 17 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の方(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害を有する方で65歳以上70歳未満の老人保健医療制度について  
老人保健医療制度は70歳以上で健康保険加入のすべての方が対象ですが、このほかにも、65歳以上70歳未満の方で、次の程度の障害の状態にある方は、この制度の該

当となります。手続きがお済みでない方は、申請してください。  
※申請に必要なもの  
身体障害者手帳もしくは愛の手帳等(現在お持ちの方)、印鑑、保険証  
問合せ 厚生課厚生係(☎51-1511内線313・314)へ。

# 税務だより

## 電気・ガス税

電気・ガス税は、昭和二十五年現行地方税法の制定の時に市町村税として位置付けられ、以来現在に至っており、大切な税収入になっています。

電気・ガスの利用は生活上欠かさないものですから、一般家庭の使用など少量使用については免税点を定め、免税点以下の場合には非課税の措置が図られています。免税点は一か月の使用料金が基準となっており、電気は3600円、ガスは12000円までの使用料金であるときは税金はかかりません。税率は使用料金に対し、電気は五パーセント、ガスは二パーセントです。

税金は使用者の方が使用料金といっしょに電力、ガス会社に支払ったものを、会社がまとめて市に納める特別徴収という方法になっています。

六十一年度は電気税一億四千六十一万円、ガス税二百二十九万円になりました。

なお、一般家庭用として使われているプロパンガスには、別に国税の石油ガス税が課税されています。



4月1日に軽自動車をお持ちの方に課税される軽自動車税の納税通知書は、5月1日に発送しますので、間もなく届きます。納期限内にお忘れなく納入をお願いします。

なお、軽自動車税については福生市税賦課徴収条例の定めるところにより、減免措置が受けられます。別表に該当する方は5月24日(火)までに必要書類を揃えて申請してください。

問合せ 税務課庶務係 (☎51-1511 内線222) へ。

## 減免の範囲

- 構造上専ら下肢等障害者が使用する軽自動車
- 一定の下肢等障害者または生計を一にする方が所有する軽自動車で、障害者自身またはその障害者のために運転するもの

### (1) 身体障害者手帳および戦傷病者手帳

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳		
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	1級・2級	特別項症～第3項症	ぼうこうもしくは心臓・じん臓もしくは呼吸器または直腸の機能障害または小腸の機能障害	心臓機能障害	1級・3級 4級	特別項症～第3項症	
	下肢機能障害	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症		じん臓機能障害	1級・3級 4級	特別項症～第3項症	
	体幹機能障害	1級～3級 5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症		呼吸器機能障害	1級・3級 4級	特別項症～第3項症	
	進行性乳幼児期の運動機能障害に非	上肢機能障害 移動機能障害	1級・2級		1級・3級 4級	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級・3級 4級	特別項症～第3項症
	移動機能障害					1級～6級	特別項症～第3項症	
視覚障害	1級～3級 4級の1	特別項症～第4項症	音声機能・言語機能障害またはそしゃく機能の障害のうちこよう摘出による音声機能・言語機能の障害	3級	特別項症～第3項症			
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	2級・3級				特別項症～第4項症		
平衡機能障害	3級・5級	特別項症～第4項症						

(注) ※部分は62年度から減免の対象となりました。

### (2) 愛の手帳

総合判定	1度～3度
------	-------



# 国民健康保険だより

## 昭和63年度

### 国保特別会計予算成立

総額十九億八千五百八十七千円

先日の3月定例会市議会で、昭和63年度の国保の予算が可決されました。加入者数は、市民の約32パーセントに当たる1万7千4百人程の方が加入しています。また、一人当たりでは、年間約11万4千円の医療費や事務費がかかり、この額は毎年約10パーセントずつ増えています。

### 国民健康保険税を

#### 改正

国保の財源は、国や都の補助金と加入者が納める税金で賄われています。しかし、最近は加入者の高齢化等により医療費の増高が続いているのに加え、国や都の補助金も削減傾向にあります、予算編成に当たり国保税も見直されました(別

### 国民健康保険税新旧比較 別表

	旧	新
所得割額	100分の4.00	100分の4.00
資産割額	100分の24	100分の22
均等割額	1人について 8,400円	1人について 9,000円
平等割額	1世帯について 3,840円	1世帯について 3,600円
課税限度額	35万円	37万円

表)見直しに当たっては

一般会計からの繰り入れをお願いし、加入者の方の負担が少なくてすむよう努めました。

今後とも国保をとりまく状況にご理解をいただき、国保運営にご協力をお願いいたします。

なお、昭和63年度の納税通知書は、8月中旬に送付いたします。

お問い合わせは、市民課保険係(☎51-1511内線267・268)へ。

## 水道だより



上・下水道料金の支払は  
口座振替をご利用ください

手続きは簡単です。取り扱う金融機関で上・下水道料金をお支払いいただくときに、同封されている納入通知書と預金通帳、印鑑をお持ちください。

料金を払い込むと同時に、口座振替の手続きをさせていただければ、申込日より多少変わりますが、次からは自動的に口座からお支払いいただけます。

口座振替の受付は、次の金融機関の本支店等へどうぞ。

埼玉、三井、三和、ときわ相互銀行、大東京信用組合、青梅信用、西武信用、多摩中央信用、東京労働金庫、福生市農業協同組合各本支店、郵便局。

(注意)  
1 口座振替申し込みをされた場合は、納期限前に必ず預金残高

### 節水作戦具休例

#### 歯みがきはコップに汲んで5ℓの節水



たとえば、歯をみがく時に流しっぱなしでは30秒で約6ℓの水を使います。ところが、コップに汲んでみがくと3杯(約0.6ℓ)程度の水ですみ、5ℓも節水できます。

#### 洗濯はためすぎで55ℓの節水



洗濯は、すすぎ方いかんが節水のポイントです。ためすぎで洗濯すれば1回の使用水量は約110ℓ、流しっぱなしですすぎ注水すぎに比べ55ℓも節水できます。

#### 洗車はバケツで210ℓの節水



車を1台洗うのに、ホースからの流し洗いでは約240ℓの水を使いますが、バケツに汲んで洗えば約30ℓですみ、210ℓも節水できます。

#### 風呂水再利用で90ℓの節水



残り湯は、使用状態によって異なりますが、一般家庭では、約180ℓの量があります。この半分を洗濯、掃除、散水などに利用すれば90ℓも節水できます。

### 節水にご協力を!!

今冬は、降雨、降雪量が非常に少なく、今年の夏の水の需要期は、大変な水不足が予想されますので、給水制限、給水停止という最悪の事態をなくすため、今から次のような節水にご協力をお願いいたします。

2 郵便局での納入通知書による料金納付はできません。  
問合せ 水道事務所(☎51-2911)へ。

をお確かめください。

# 5月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所（開設医療機関）は、次のとおりです。

## ■内科・小児科（昼間）診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 健康センター

☎52-0099

▽診療時間

午前9時～正午  
午後1時～5時

## ■内科・小児科（準夜）診療所

▽開設日および開設場所

・5月1日（日）堤 病院

所在 瑞穂町 ☎54-2418

・5月3日（祝）山口外科医院

所在 瑞穂市 ☎53-1177

・5月4日（祝）横田クリニック

所在 瑞穂町 ☎54-8580

・5月5日（祝）大嶽医院

所在 瑞穂町 ☎57-0162

・5月8日（日）渡辺医院

所在 瑞穂市 ☎53-0815

・5月15日（日）東 医院

所在 瑞穂町 ☎54-2419

・5月22日（日）石畑診療所  
所在 瑞穂町 ☎57-0072

・5月29日（日）羽村診療所  
所在 羽村町 ☎54-5330  
▽診療時間 午後5時～10時

## ■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

・5月1日（日）むさしの台歯科  
所在 瑞穂市 ☎51-8458

・5月3日（祝）吉成歯科医院

所在 瑞穂市 ☎53-5538

・5月4日（祝）宇野歯科医院

所在 瑞穂町 ☎55-8241

・5月5日（祝）山本歯科医院

所在 瑞穂市 ☎52-5211

・5月8日（日）みずほ歯科医院

所在 瑞穂町 ☎56-1182

・5月15日（日）岩永歯科医院

所在 瑞穂町 ☎56-1123

・5月22日（日）松永歯科医院

所在 瑞穂市 ☎52-7122

・5月29日（日）平出歯科医院

所在 瑞穂市 ☎51-4738

▽診療時間 午前9時～正午  
午後1時～5時

※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

# 膀胱炎

福生市医師会たより

膀胱炎は多くは急性単純性膀胱炎といつて、細菌やトリコモナス、真菌（カビの類）の感染により起こり、女性に多く起こります。

これは女性の尿道が短く、また尿道と肛門の間が短いこと、外陰には細菌が多く尿道に入りやすい等の理由によります。対して男性は尿道が長く屈曲していて菌が侵入しにくいいため単純性膀胱炎を起こすことは比較的稀です。

さて膀胱炎の三大症状として頻尿、排尿痛、尿混濁（膿尿）があります。夜間にも排尿が何回かある、また痛み、残った感じが出たら早期に受診して治療を始めなければなりません。

では予防にはどんなことに気を付けたら良いのか？ まず、水分を多く摂取すること。膀胱の中にある一定量以上の菌が入り込むとどんどん増殖します。これを防ぐためには、水分を取り尿量と回数を増やして増殖しようとしている菌をできるだけ沢山体の外へ出すことが大事です。膀胱炎になると排尿時痛があるため、かえって水

分をとらなくなってしまうがちですが、これは逆効果になります。

次に、尿道口付近を清潔に保つこと。ほとんどの膀胱炎で菌は尿道から上行性に感染を起こすからです。下着は常に清潔にするようにしましょう。さらには身体のコンディションを整え、菌に対する抵抗力をつけましょう。寝不足、疲労はさけてください。排尿を我慢すると膀胱の壁が伸びて血行が悪くなり、これもまた菌に対して抵抗力が落ちますから、トイレを我慢しないようにしましょう。

膀胱炎の症状を一つでも自覚した際は早く医師の診療をうけ治療を早く始めることが大切です。なお、続発性の膀胱炎もあり、これは膀胱結石、膀胱腫瘍、尿道狭窄のような泌尿器疾患に続発性に起こってきます。

膀胱炎は何回も繰り返すとか、なかなか直りにくいような膀胱炎は泌尿器科医で受診するようにした方がよいでしょう。

## 健康標語

・外から帰ったら

うがいをしましょう

・食事のあとは

歯をみがきましょう

・暴飲暴食はやめましょう

多摩川や近くの丘陵など、自然の中でおもいっきり遊んだり、野鳥・植物・昆虫などの観察もします。

▽日時 4月23日(土) 午後2時以後翌年3月まで、土曜・祝祭日などを利用し、全40回予定

▽場所 初回は白梅会館

▽対象 小学4〜中学3年生

▽定員 25人

▽申込み 4月21日(木)から白梅会館へ。

なお、高校生・大学生・社会人の方で、ボランティアとしての参加も歓迎します。



## たんけん教室

参加してみませんか

—この指とまれ—

市民体育館 ☎52-5511  
 熊川体育館 ☎52-1980  
 市民会館 ☎52-1711  
 公民館(本館) ☎52-1711  
 松林会館 ☎52-3624  
 (公民館分館)  
 白梅会館 ☎53-3454  
 (公民館分館)  
 図書館  
 ●中央図書館 ☎53-3111  
 ●わかぎり分館 ☎52-7421  
 ●わかたけ分館 ☎51-0083  
 郷土資料室 ☎53-3111

—上記の施設は火曜休館日—  
 田園会館 ☎52-3133  
 —児童施設は日曜休館日—  
 —地域会館は火曜休館日—

## 青年学級 『にじのはらっぱ』 参加者募集

公民館では、障害を持った青年が、集団活動をしながら仲間づくりや基礎的生活習慣を身につける場として、通年で青年学級を実施しています。

▷活動日=原則として毎月第1・3日曜日 午前10時〜午後3時 (5月から実施)

▷場所=公民館

▷対象=義務教育終了後からおおむね30歳位までの知的障害を持つ市民で、継続的学習機会のない方。(養護学校生は除く)

▷定員=およそ25人

▷申込み=4月21日(木)から25日(月)までに公民館へおいでください。

▷問合せ=くわしくは公民館へ。

田園会館では、幼児や小学生の活動を手伝ってくれるボランティアを募集します。

▽内容 絵本の読み聞かせ、料理、手作り工作、野外活動等の指導

▽対象 高校生〜大人

▽問合せ 田園会館へ。

## 田園会館 ボランティア募集

西多摩地域広域行政圏協議会芸術文化鑑賞事業

『アルフレッドハウゼ タンゴオーケストラ』

永遠のタンゴ、不滅のハウゼ、華麗なるタンゴの世界。

▽日時 6月25日(土) 昼の部 午後2時 夜の部 午後6時30分

▽場所 羽村町公民館ホール

▽出演 アルフレッドハウゼ タンゴオーケストラ(西ドイツ)

▽曲目 ジェラシー、碧空、黒い瞳、ラ・クンパルシータほか

▽入場料 全席指定3000円

▽前売り 4月24日(日) 午前9時から羽村町公民館・福生市民会館で発売

▽問合せ 羽村町公民館 (☎54-7121)へ。

▽日時 5月13日(金) 午前9時30分 ※雨天の場合5月20日(金)

▽集合 福祉会館

▽行き先 滝山城址

▽対象 市内在住60歳以上の人

▽定員 先着50人

▽解散予定 午後3時

▽参加費 無料

▽申込み 4月23日(土)から4月30日(土)までの期間に福生市社会福祉協議会(☎52-2121)へ。

## 高月の畦道を歩いてみませんか



## 老人ハイキング

第27回こども映画館 『アラジンとふしぎなランプ』

▽日時 4月23日(土) 午後2時

・3時30分 2回上映

▽場所 田園会館

▽内容 何でも願いのかなう不思議な力を持つ魔法のランプ。このランプを手に入れたアラジンは、いろいろな冒険をして、幸福をつかみます。

※入場無料

▽問合せ 田園会館へ。





# スポーツ教室

## ①小学生バレーボール教室

▽期間 4月23日～7月2日 毎週水・土曜日  
▽時間 水曜日 午後2時30分～4時30分 土曜日 午後2時～4時30分  
▽対象 小学4～6年生  
▽定員 50人

## ②小学生バドミントン教室

▽期間 4月23日～7月2日 毎週水・土曜日  
▽時間 水曜日 午後3時30分～5時30分 土曜日 午後2時～4時30分  
▽対象 小学4～6年生  
▽定員 40人  
▽費用 300円

※申込み ①、②の教室は4月20日(水)から、直接市民体育館窓口にて受け付けます。(印鑑持参)  
③ 婦人シェイプアップトレ

## ーニング教室

▽期間 5月12日～6月30日 毎週木曜日  
▽時間 午前10時～11時30分  
▽対象 婦人  
▽定員 30人  
▽申込み 必ず往復ハガキ

で4月30日(土)までに(当日消印有効) 〒197福生市北田園2-9-1 福生市民体育館へ。教室名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して申し込んでください。

なお、返信用にも必ず、住所、氏名の記入を。また申込者が定員を超えた場合は責任抽選により参加者を決定させていただきます。

## ④婦人健康教室

▽期間 4月22日～7月1日 毎週金曜日  
▽時間 午前10時～正午  
▽対象 婦人 ※子ども連れのお母さんは、お子さんを幼児体育教室に参加させていただきます。

## ⑤幼児体育教室

▽期間 4月22日～7月1日 毎週金曜日  
▽時間 午前10時～正午  
▽対象 3～6歳児

## ⑥老人健康教室

▽期間 4月21日～7月14日 毎週木曜日  
▽時間 午後1時30分～3時30分  
▽対象 高齢者

## ⑦トレーニング教室

▽期間 4月25日～6月24日 毎週月・金曜日  
▽時間 午後7時30分～9時  
▽対象 高校生以上

## ⑧親子スポーツ教室

▽期間 4月23日～6月25日 毎週土曜日  
▽時間 午前10時～11時30分  
▽対象 3～6歳児と親  
▽定員 20組

## ⑨インディアカ教室

▽期間 4月27日～6月29日 毎週水曜日  
▽時間 午前10時～11時30分  
▽対象 初心者  
※申込み ④～⑨の教室は、当日直接、時間までに、運動のできる服装(上ばき持参)で市民体育館へお集まりください。  
※場所は、いずれも市民体育館で行います。

※問合せ 市民体育館へ。

## ウォークラリーコースを

## 2コース設定

ウォークラリー(コース図にしたがって課題を解決しながらグループで歩きます)のコースを2コース(市民体育館コース、市営競技場コース)設定しました。地域・グループ活動等に活用ください。徒歩時間は1時間30分位です。  
▽問合せ 教育委員会社会教育課 社会体育係(☎52-5511)へ。

手軽にできる

グラウンドゴルフ

ースポーツの楽しさを

お伝えします

誰にでも手軽にできるグラウンドゴルフを次の日程で開催します。運動のできる服装でお近くの会場に直接お出掛けください。  
問合せ 教育委員会社会教育課 社会体育係(☎52-5511)へ。

## グラウンドゴルフ日程

月	日	曜日	場 所	時 間	月	日	曜日	場 所	時 間
4月	19.26	火	市営競技場	午前9時30分～11時30分	5月	3.10.17 24.31	火	市営競技場	午前9時30分～11時30分
	20.27	水	南公園グラウンド	〃		11.18 25	水	南公園グラウンド	〃
	21.28	木	福生野球場	〃		12.19 26	木	自由広場 (保健所隣り)	〃
	22.29	金	福東グラウンド	〃		6.13.20 27	金	福東グラウンド	〃



### 軟式テニス教室

▽期間 5月14日(土)～6月11日(土) 毎週土曜日 全5回  
▽時間 午後2時～4時  
▽場所 福東テニスコート  
▽対象 市内在住、在勤の初心者  
▽定員 30人  
▽申込み・問合せ 社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

### ナイター

### 硬式テニス教室

▽期間 5月13日(金)～31日(火) 毎週火・金曜日 全6回  
▽時間 午後7時15分～9時30分  
▽場所 武蔵野台テニスコート  
▽対象 市内在住、在勤の経験者(グラウンドストローク・ボレー等少し打てる方)  
▽参加費 1100円(ボール代・保険料)  
▽定員 30人  
▽申込み 往復ハガキに教室名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入のうえ、〒197 福生市北田園2-9-1 福生市

教育委員会社会教育課社会体育係 (4月26日の消印まで有効) へお申し込みください。なお、定員を超えた場合は、責任抽選により参加者を決定させていただきます。  
▽問合せ 社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

### 第41回 都民体育大会 春季大会

今年も5月22日(日)から6月5日(日)の日程で都民体育大会春季大会が開催されます。競技は正式種目と公開種目を合わせ25種目、会場は駒沢オリンピック公園総合運動場他です。なお、くわしいことにつきましては、社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

▽正式種目 陸上競技、駅伝競技、バスケットボール、テニス、サッカー、バレーボール、軟式庭球、バドミントン、弓道、柔道、剣道、卓球、軟式野球、クレイ射撃、ライフル射撃、アーチェリー、空手道、ソフトボール、馬術  
▽公開種目 ローラースケート、自転車、ハンドボール、銃剣道、なぎなた、フェンシング

### 図書館だより



### 図書館からのお願い

図書館は、利用する皆さんのものです。気持ちよく利用するために次の点にご協力ください。

- ・本や雑誌等は、必ずもとの位置に戻してください。
- ・本を破いたり、汚したりしないように大切にしてください。
- ・自転車、バイク、自動車等で来館される方は、それぞれ決められた場所に止めてください。
- ・決められた返却期限を守ってください。(休館中はブックポストへ返せます)
- ・その他、他の利用者の迷惑にならないようにご協力をお願いします。

### 図書への寄贈お礼

昨年度も、次の方々から貴重な図書を寄贈していただきました。お礼を申しあげ、ご紹介いたします。(敬称略)

- 高崎伸一、下野千代、鈴木トシ子
- 鈴木敬子、赤木幹子、大沢勇治、石崎貞子、八十川俊明、久保田鷹光、千島定吉、田口栄子、伊藤弘
- 矢崎美紀子、今泉忠芳、菅謹一郎
- 岸昌、植野廣造、須崎寛、渡辺利枝、祖父江重夫、曾我部清子、井滝正代、田村正秋、森田治男、大竹昭三、長本光男、中川要子、原
- 島浩、新井宏、鈴木喜代子、福生市商工会青年部、渡辺郁、渡辺博子、山下幸三、上手格、高瀬博史
- 根岸由美子、昭和印刷出版、前田光代、小杉義一、森田進、村野のぶはる、中村道雄、齊藤三枝、金子朱美、外山恵子、石井真、千葉保彦、関根和美、平山桂子、佐藤勝、関根美智子、大竹進介、松沢富夫、千葉宏子、森洋子、神彰、峰岸正、峰岸秀雄、島田英郎、田村律子、中村純治、渡部昌幸、栗原智子、安田みどり、砂子修作以上。

## 郷土資料室だより

参加しませんか

### 郷土資料室の学習会

郷土資料室では、地域の文化財や自然に親しんでいただくために、次の学習会を企画いたしました。

#### 初心者古文書学習会

江戸時代の福生村、熊川村の様子を古文書を読みながら学習します。今回は、村の犯科帳をテーマに、村内で起きた事件を通して、農民の生活の様子と江戸時代の支配の仕組みなどについて、歴史発掘したいと思います。初めて古文書を読まれる方を対象としていきますので、ふるってご参加ください。

■日時 5月13日(金)から、以後毎月第1金曜日、全10回、午後7時～9時

■場所 中央図書館内会議室

■対象 市内在住、在勤、在学の成人 ※費用は無料

■申込み 4月22日(金)から電話(☎53-3111)でお申し込みください。

#### 初心者植物画教室

植物画を描くことにより、草花の美しさをもっと深く味わってみませんか。この講座に参加して植物を観察する目を養い、より自然を愛する心をはぐくんでください。

■日時 4月28日・5月12日・19日・6月2日・16日の全5回  
午前10時～正午

■対象 市内在住、在勤、在学の女性

■費用 無料 ※画材道具をお持ちでない方には、実費(4千円位)で用意いたします。

■講師 佐藤廣喜氏(日本園芸協会植物画教室主任教授)

■申込み・場所については古文書学習会と同じです。



▲ 植物画教室

## 地藏菩薩(2)

―六地藏―



お寺の門前や墓地の入口などで必ず見かける地藏の一つに六地藏があります。市内には六地藏が六組あります。江戸時代に造立されたものが五組、明治期に造立されたものが一組です。一番古いものは文化13年(一八一六)の年号が刻まれている千手院(熊川・南)の六地藏です。台座に刻まれている文字によれば「熊川講中」(地藏講)によって造立されたもので、

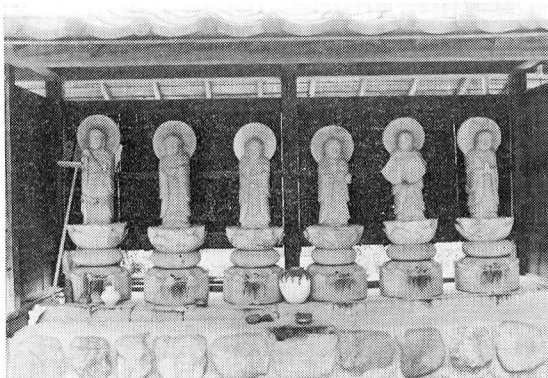
#### 市内の六地藏一覧

造立年	所在地
文化13年(一八一六)	千手院
文政8年(一八二五)	長徳寺
文政(一八一八～三〇)	福生院
弘化5年(一八四八)	真福寺
不明(江戸時代)	長沢薬師堂
明治37年(一九〇四)	清岩院

世話人として「石川弥八郎」「野島定五郎」「渡辺彦太郎」の三人の名前がみえます。

千手院の六地藏は、向かって一番右から合掌した宝性地蔵、右手が施無畏印、左手は引摺印の弁尼地藏、両手で柄香炉を持つ法性地蔵、両手で念珠を持つ護護地藏、両手で幢幡を持つ讚亀地藏、右手に錫杖、左手に如意珠を持つ延命地藏の順にならんでいます。

丸彫りの六地藏の他に、石幢の六面に刻まれたもの、角柱に三休ずつ彫ったものも市内にあります



▶ 千手院 六地藏



**事業資金にご利用ください  
福生市中小企業振興資金**

市内で事業を営む中小企業の方々のために、福生市中小企業振興資金制度があります。

▽融資の種類と限度額

・運転資金 300万円

・設備資金 500万円

▽申込者の資格

① 市内に住所及び事業所が有り  
市内で1年以上同一事業を営む  
中小企業者。

② 市税(市民税及び固定資産税に  
限る)が年額30000円以上の  
納税義務者で、納期分まで完  
納していること。

③ 東京信用保証協会の保証対象

**表紙は語る**



福生七小前歩道橋が完成し、3月29日に卒業生、PTA、学校関係者らが

業種であること。  
▽問合せ 経済課商工係 (☎51-1511内線272)へ。

**交通事故防止**

『心にゆとり』

『さわやかマナー』

新入学児童、園児を交通事故から守ろう！

◎子どもたちが元気に通学・通園をはじめていきます。しかし、心配なのが交通事故です。周りの人、特にお母さんが手を取って「止まって、確かめる」ことを教えてください。

また、ドライバーの方は、子ども特有のとび出しなどに、いつでも対応できるように安全運転に努めてください。

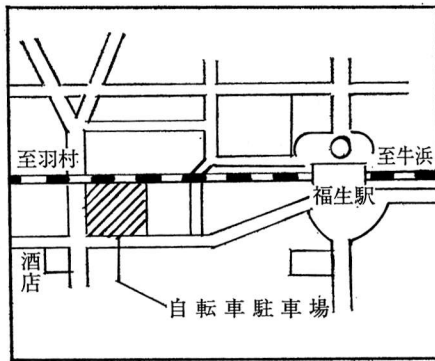
渡り初めを行った。この交差点で5年ほど前に悲しい事故が相次いで起きて以来、児童の交通安全指導に毎朝立ち続けた父母らが「歩道橋建設」を市に陳情し実現したものです。スロープ式で全長185メートル、宇宙に夢をかけるイメージで設計したというこの立派な歩道橋には、3月に巣立った6年生の描いたカワセミやパンダなどのカラー絵陶板や文字板14枚が埋め込まれています。4月6日の入学式には、父母らとともに喜々として新1年生が歩道橋を渡っていました。

**福生駅西口自転車駐**

**駐車場オープン**

「放置自転車を無くし  
きれいな街にしましょう」

福生駅西口に屋根つき自転車駐車場がオープンいたしました。福生駅を利用される皆さん、通勤通学に自転車、バイクを利用している方は、福生駅西口自転車駐車場に置いてください。



**都営住宅の名称が**

**変更になりました**

福生市熊川一三一五番地に所在する都営住宅の建替えに伴い、住

**水防はみんなの手で  
『水防月間』のお知らせ**

水害から生命と財産を守るため水防の重要性和水防思想の普及を図り、水防に対する理解を深めていただき、水害の未然防止や軽減などを目的として、5月1日から5月31日までの1か月を「水防月間」と定め、様々な行事を積極的に実施していきます。

水害は決して、一人だけの力では防ぎられません。

水防演習、避難訓練等への参加を通して、いざというときのために私たちがみんなが力を合わせて、水害に立ち向かう心構えを養いましょう。

問合せ 建設省京浜工事事務所調査課 (☎045-503-4008)・都市開発課都市計画係 (☎51-1511内線342)へ。

宅名称が4月から次のように変わりました。

住宅名称	
新	旧
都営熊川アパート	都営第三福生住宅
	都営第四福生住宅